

一橋論叢 第二十八卷 第一號

揚すべく生れて出て来た現在の公務員制度に對しては、(1) 公務員の超越的地位、(2) 統一的な人事行政機構、(3) 科學的人事管理、(4) 公務員の地位の保障、という四點から批判、検討された。

(座長) 東北大學 柳瀬良幹氏

研究報告終了後、懇親會が行われ、歓談の中に午後七時散會

第二日、午前九時半開會、第一部會(選舉制度の改正問題)

第二部會(議院内閣制の研究) 第三部會(公務員制度の批判)に分れて、午後零時半頃迄研究討議が行われた。各部會に於ける報告者は次の通りである。(筆者は第二部會に出席)。

第一部會 座長 入江俊郎氏

報告者 全國選舉管理委員會 金丸三郎氏

報告者 衆議院法制局 三浦義男氏

第二部會 座長 清宮四郎氏

報告者 名古屋大學 長谷川正安氏

第三部會 座長 柳瀬良幹氏

報告者 同志社大學 高橋貞三氏

報告者 人事院法制局 岡部史郎氏

第二部會に於て長谷川助教(本學昭二十一年卒)は、衆議院の解散を論じ、憲法第七條第三號に基いて内閣に第六十九條の場合以外に、衆議院の解散の實質的決定權を與えんとする通説に對して、鋭い批判の矛を向け、衆議院の不信任決議權に對抗するのが、内閣の實質的解散權であり、それが形式的には天皇

の國事行爲とされている。したがつて第六十九條と第七條の第三號とは内容上同じ場合を指すのであつて、第六十九條以外の場合に、内閣は解散を決定しうるかという問題に對しては否定的に答へざるを得ない、と主張し、多くの問題を提起し、氏の立論をめぐつて興味ある論議が活潑に展開された。

報告會終了後、國會、最高裁判所、人事院、國會圖書館、法務府等について見學を行い、盛會裡に第九回總會は終つた。

(市原昌三郎)

國際法學會

昭和二十七年國際法學會春季大會は、五月一日(木)、二日(金)の兩日にわたり三田の慶應義塾大學において開催された。因みに昭和二十六年春季大會は國立の一橋大學において舉行された。今次大會の次第は次の通りである。

第一日

◇ 國際私法部會(午前十時——正午)

反致論に關する一考察

◇ 國際經濟部會(午前十時——正午)

國際通貨機構の新動向

◇ 國際法部會(午後一時——三時)

平和條約と國家主權

慶應大學 須藤次郎
助教

東京銀行
調査部長 清水克隆

1 占領と國家主權

2 被占領國の條約締結權

3 安全保障條約と國家主權

第二日

◇外交史及び國際政治部會(午前十時—正午)

對日講和の國際政治的背景

關西學院大學 教授 武内辰治

◇記念撮影

◇理事會及び評議員會(正午—午後一時半)

◇總會及び茶話會(午後二時半—四時)

日本外交の一斷片

外務省 顧問 松本俊一

◇懇親會(午後四時—六時)

開會の挨拶が、當番校慶大の前原光雄教授によつて行われ、第一日の午前は、初めて部會制を採用して、二分して報告を聴取した。國際私法部會は京都大學の齋藤武生氏の司會のもとに行われ、新進の須藤助教授の「反致」に関する報告は、この問題に關する従来の新しい學說を遍く論評するというよりは、寧ろ自己の抱懐する統一的理念的な立場からする問題點を指摘しようとするものであり、極めて注目すべきものであつた。これに對し一時間餘に互る活潑な質疑應答が繰返され、有意義な集りであつた。

國際經濟部會は神戸外大學長金田近二氏の司會のもとに行われた。清水氏の報告は、先ず現在の世界經濟構造は通貨面より見ると、米國を中心とするドル・ブロック、英國を中心とする

ポンド・ブロック、マーシャルプラン實施後の西歐諸國のブロック、ソ連を中心とするルーブル・ブロックの四ブロックに類別されるとして、その各々の特質について豊富な資料に基づき詳細な説明を行つた後、現在の米國經濟力の注目すべき強大性を指摘し、將來ドルを基盤とした何らかの新しい通貨決済制度の確立が豫想され、且つこれは現在の歐洲經濟協力機構の決済同盟が世界的に擴大された形態において、ドルとポンドの一本化の上になされるものであり、おそらくは米英の主張によりブレトン・ウッズ機構の上に築かれるものと考えられること、及びかかる場合にはソ連中心のルーブル・ブロックはこれから除外されることが豫想されることを説明し、かくして世界經濟の通貨面においても米ソの對立が激化する可能性が存在すると結んだ。

次に國際法部會は、一橋大學大平教授の司會のもとに、三報告者が國家主權の觀點から講和論を展開し、先ず入江氏が専らドイツを對象として占領と國家主權に關する説明を行ひ、無條件降伏によりドイツ共和國は滅亡したか、占領管理下に成立せる共和國は國家權能を行使しつつかあるか、新舊國家は國家として同一性を保持してゐるかとの問題を提起し、イタリア、オーストリア、ドイツ及び他の舊樞軸衛星諸國の占領管理の態様を比較検討し、次いでドイツの主權の問題に及び、ドイツ國家滅亡論としてケルゼン及びマックス・ラーデインの學說、ニュールンベルグ判決、在外ドイツ財産處分權等について説明し、更

にこれと對立するドイツ國家存續論をば最高權能掌握宣言及びボツダム協定等を含む同盟國の一般方針、對獨講和方針、若干の講和關係事實、ドイツの再侵略に備えた諸條約等を列擧しつつ説明した。

次に一又教授は被占領國の條約締結權について論じ、先ず事實問題として「休戦後占領」以後における日本の外交自主權の停止・制限及びその緩和を實證的に説明し、次に理論問題として條約締結權の本質を語り、占領による國家主權の制限と條約締結權との關係をば専ら被全體占領國の法的地位を考慮に入れて説明し、休戦後全體占領されたる被管理國の條約締結權は國際法上有效性を認められるものと結んだ。

續いて田畑教授は日米安全保障條約に關する政治的批判は差控える旨前置しつつ國家主權制限の意義を説き、國家主權それ自體の制限と國家主權の行使の制限とを區別すべきであると論じ、モーゲンソウの説を引用して國家は條約を締結しそれにより行動の自由を制限されたからとて主權を喪失するものではないが、しかしかかる制限が國家の基本的な法制定・執行機能に及ぶときには主權は失われると述べ、今次の日米安全保障條約（行政協定を含む）は駐留軍隊の出勤、共同防衛措置等の點においてはその取扱いの如何によつては日本の主權そのものをも侵害する可能性を有するものではあるが、條約それ自身においては直接日本の主權を傷けるものではないと結んだ。

第二日、外交史及び國際政治部會は東大植田教授の司會のも

とに行われたが、武内教授の報告は冒頭先ず對日講和は米國の世界政策の一環としてその締結が推進されたものであることを明かにし、大戦後の米ソの對立の渦中にあつて米國が日本の戰略的價値を重視し、日本を自由國家群の一員として迎え日本國民の自發的協力を俟つてソ連の極東における優勢を阻止するの意圖に出たものであると説き、更に從來の歐洲體制の瓦解とともに既往の米國體制も崩壊して米國が直接國際政治の檜舞臺に乗り出さざるを得なくなるに至つた過程をば、モーゲンソウの「諸國民間の政治」を引用しつつ説明した。

全報告終了後、記念撮影、理事會及び評議員會に引續いて總會が開かれ、植田理事より一般事業報告、江川理事より會計報告が行われ、役員改選においては山田理事長再選され、理事は一切留任し、評議員の追加がなされたが新評議員の中には皆川洗君が入つていた。尚ほ本年度秋期大會々場には關西學院大學が豫定された。山田理事長及びベイテイ博士の挨拶の後松本俊一氏より興味深い外交體験談あり、終つて懇親會に移つては植田教授、武者小路氏等交々立つてテーブルスピーチをなし和氣藹々裡に午後六時意義深き學會の幕を閉じた。（佐藤和男）

國際私法學會

國際私法は、その内容の特殊性もあり研究者も數少なかつた